

近畿地方整備局における低入札の状況と ダンピング対策

近畿地方整備局 黒谷 努*1

近畿地方整備局においては、従来から全国と比較して低入札工事の割合が高く、平成17年度においては全国平均8.4%に比べ14.1%となっており、件数においても208件と過去最高を記録した。こういった状況を受け、平成18年度の途中より近畿地方整備局独自のダンピング対策を実施するとともに、平成19年1月からは緊急ダンピング対策として全国一斉に施工体制確認型総合評価等を導入しているところであり、今回その内容、実施結果等について報告するものである。

【キーワード】低入札、ダンピング対策

1. 近畿地方整備局における低入札の状況等

(1) 低入札の状況

近畿地方整備局においては、従来から全国と比較して低入札工事の割合が高く、平成17年度においては全国平均8.4%に比べ14.1%となっており、件数においても200件を突破した。
平成18年度はさらに増加し、全国平均10.

8%に比べ19.9%となっており、件数も257件となった。(表-1 低入札の年度別件数)

平均落札率も年々低下してきており、全国では平成12年度に97.1%であった落札率が平成18年度は87.5%となった。当然ではあるが、近畿地整では落札率が他地整に比べて低く、平成18年度は81.0%と全国平均に比較し6.5ポイント

表-1 低入札の年度別件数(全国・近畿)

	全 国			近 畿		
	工事件数	低入札	割合	工事件数	低入札	割合
H12	16,753	282	1.7%	2,108	116	5.5%
H13	14,857	353	2.4%	1,872	136	7.3%
H14	15,012	463	3.1%	2,039	154	7.6%
H15	12,332	476	3.9%	1,847	141	7.6%
H16	11,652	473	4.1%	1,606	139	8.7%
H17	10,766	907	8.4%	1,479	208	14.1%
H18(暫定)	10,759	1,165	10.8%	1,292	257	19.9%

*1 企画部 技術開発調整官 06-6942-1141(代)

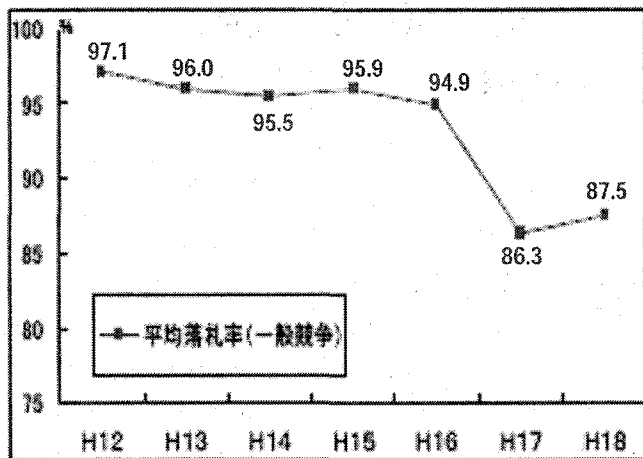


図-1 平均落札率の推移(全国)

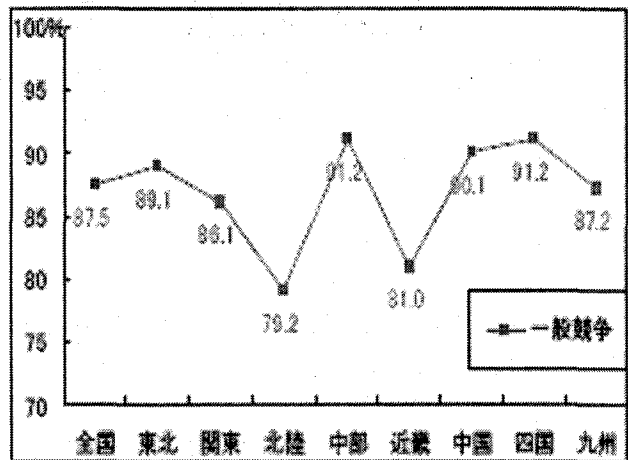


図-2 平成18年度地域別落札率

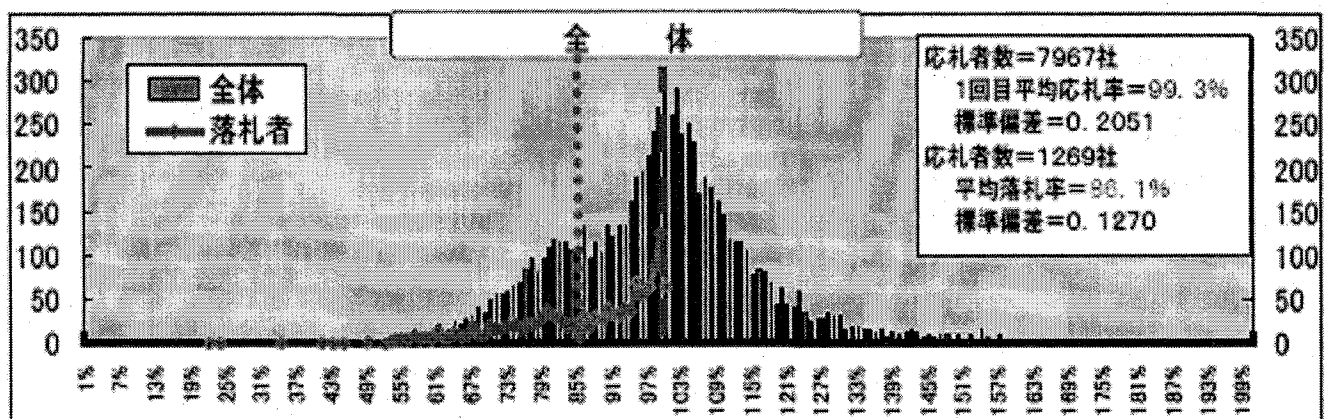


図-3

も下回っている。(図-1 平均落札率の推移
図-2 平成18年度地域別落札率)

(2) 低入札の傾向

低入札の傾向も平成17年度と18年度とでは様変わりしている。平成17年度までは、規模の小さい工事での低入札が多かったが、18年度は17年度に1件しか発生しなかったWTO対象案件(7.2億以上)で、30件中17件の低入札が発生しており、低入札が金額に関係なく全体に広がっている。

また、鋼橋に集中していた工種も、一般土木、建築、PC、造園、塗装など全体に広がっている。落札率でみると、特に造園、塗装といった工種に落札率が異常に低い低入札が見られる。

さらに、昨年度までは低入札するのは応札した中の一部の企業だったのに対して、今年度は応札した

大半の企業が低入札をしている例が多々見られる。

低入札が増加したのは、様々な要因が複合的に影響していると思われるが、特に自治体を始めとして公共工事の発注件数の減少が大きな原因の一つと考える。低入札は、品質の低下につながる恐れが大きく、下請けへのしわ寄せなど多くの問題を抱えており、抑制に向けた様々な施策を取り組んでいく必要がある。

(3) 応札率と落札率

平成18年度の近畿地整発注工事について、工種別に応札率と落札率を分析したところ、全体では平均応札率99.3%、平均落札率86.1%となっている。(図-3 近畿地方整備局発注工事の応札率と落札率)

工種別、金額別にみると、一般土木のWTO対象工事やPC工事では平均応札率が80%台前半と低く、

ダンピング対策

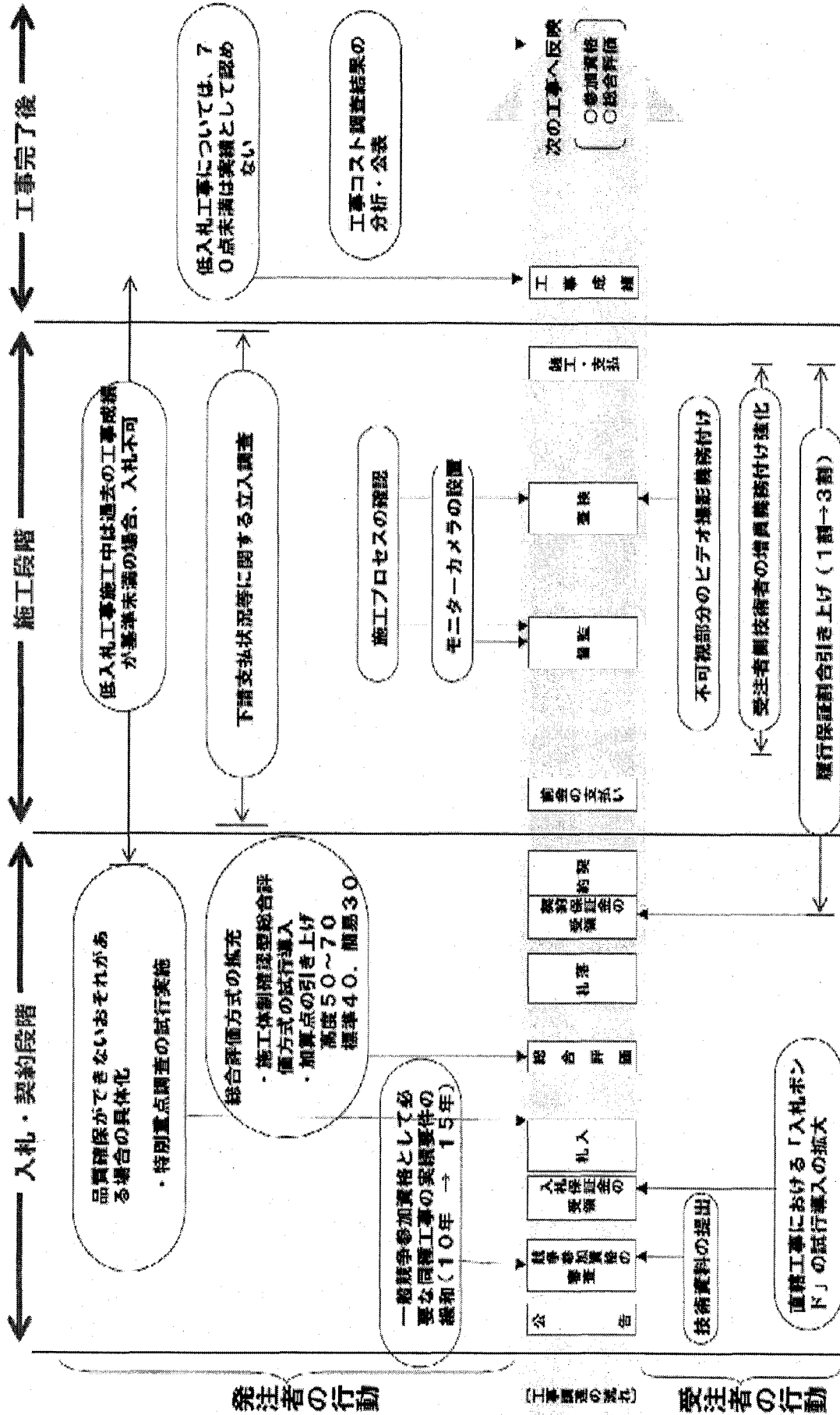


図-4

平均落札率に至っては70%台となっている。

一方、不落・不調の多い工種、例えば電気設備工事では平均応札率が110%となっており、ダンピングと不落・不調の二極化が進んできていると思われる。

2. ダンピング受注対策

近畿地方整備局においては、増加するダンピング対策として平成18年度は2度にわたり強化対策を発表したところである。

まず、5月にはダンピング対策などを柱とした「近畿地方整備局における公共工事の品質確保に係る取り組み強化対策（案）」を発表した。一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、ダンピング対策を主な柱としている。

ダンピング対策では、全国一律のダンピング対策に加えて、予定価格が2億円以上の低入札工事に対して下請け業者への支払い状況などの緊急立ち入り調査や、低入札工事を受注した企業の工事成績評定点が過去2年間の平均で65点未満の場合は、当該工事が完了するまで新たな工事への入札参加を認めないこととした。

つぎに10月には、歯止めがかからないダンピング受注に対する強化対策の追加策をまとめた。

追加策は5項目で構成。

まず、工事实績ほしさにダンピングを行う企業への対策として、低入札工事での工事成績評定が70点未満の工事は企業の工事实績として認めないこととした。また、過去10年間に限り認めている競争参加資格要件にかかる同種工事の施工実績について、過去15年間に施工実績のある工事に拡大した。

低入札を繰り返す企業への対策として、低入札工事受注業者への新たな工事受注への制限は、過去2年間の工事成績評定の平均が70点未満の場合は、当該工事完了するまで新たな工事への参入を認めないこととした。但し、その期間は最長1年間とした。

つぎに、より技術力競争を高めるために総合評価方式については、高度技術提案型を現行の30点から50点～70点に、標準型を20点から40点に、簡易型を15点から30点に加算点引き上げた。

その後12月には、本省が緊急公共工物品質確保

対策として主に施工体制確認型総合評価落札方式と低入札工事の特別重点調査を打ち出した。（図－4 ダンピング対策）

どちらも2億円以上の工事が対象であるが、近畿地整においては、平成19年度より1億円以上の工事を対象として試行している。

その結果、平成18年4月～12月までの低入札発生率が22%であったのに対し、制度導入後の平成19年1月～3月の発生率は13%、平成19年4月～7月の発生率は11%と大幅に減少してきている。

3. 入札ボンドの試行

近畿地方整備局では、入札参加者に対して金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める「入札ボンド」を平成18年10月より試行的に導入している。

平成18年度は、7.2億円以上のWTO対象工事の一般土木7件、PC5件の計12件の工事について試行した結果、入札参加者数、平均落札率、低入札発生率とも入札ボンドを適用しない工事との差は見られず、昨年度の試行結果からはその効果は明らかではなかった。

4. 今後の取り組み

現在、施工体制確認型総合評価落札方式と低入札の特別重点調査については、どちらも1億円以上の工事を対象としているため、1億円以上の工事についてはダンピングはほとんどみられなくなっている。

従って、近畿地整として今後は1億円以下の工事を対象として、ダンピング対策を進めていく必要があるが、ひとつは、低入札工事受注業者への新たな工事受注への制限や、総合評価の加算点の拡大などの現在実施中の施策の効果を見定めながら、さらに強化が必要であれば検討をしていくものとする。

さらに、施工体制確認型や特別重点調査についても、その施策の効果を検証しながら適用金額の引き下げについても検討したいと考えている。